

令和8年4月1日 制定

一般社団法人FC-Cubic
最高管理責任者
理事長 守谷 隆史

公的研究費の管理・監査の基本方針

1. 趣旨

この基本方針は、「一般社団法人FC-Cubic（以下、「本法人」という。）公的研究費の管理・監査体制に関する規程」（令和8年4月1日制定）」に基づき、文部科学省等から配分される公的研究費について、不正使用を防止し、適正な管理・監査を行うために必要となる事項を示すものである。

2. 責任体制

(1) 最高管理責任者

本法人全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、その任には理事長をもって充てる。最高管理責任者は、理事会等において審議を主導しながらこの基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じ、啓発活動を定期的に行って構成員の意識の向上と浸透を図る。

(2) 統括管理責任者

最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について本法人全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、その任には研究所長をもって充てる。統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な実施を統括する責任者であり、基本方針に基づき、本法人全体の不正防止計画を策定し、実施状況を最高管理責任者に報告する。そして、研究不正に関する告発や相談があった際には、調査委員会の長となって全容を解明し、その内容を最高管理責任者に報告する。

(3) コンプライアンス推進責任者

本法人における公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、その任には副所長をもって充てる。コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次に掲げる業務を行う。

- ① 部における不正防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告すること
- ② 本法人において、構成員が適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導すること

- ③ 本法人が実施するコンプライアンス教育について、部においてその実効性を確保すること

コンプライアンス推進責任者は、部における責任を統括する役割を担った上で、必要に応じ、管理する部において副責任者を任命することができる。副責任者は、コンプライアンス推進責任者の指示の下、業務を行う。

(4) 研究倫理・コンプライアンス教育責任者

不正防止計画に基づき、本法人の研究に係るすべての役職員等に対して公的研究費の管理・監査に関する知識の習得、研究倫理の心得、関連省庁及び本法人の執行ルール等を教育し、研究不正を防ぐため施策の教育責任者を置き、その任を業務推進部長とする。不正防止を図るため、本法人の構成員の受講状況を管理監督するとともに、教育内容について定期的に点検し、必要な見直しを行うこととする。

最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、研究倫理・コンプライアンス教育責任者は、それぞれの職務においてその管理監督の責務を十分果たさず、結果的に不正を招いた場合には、その責任を負うことに留意する。

3. ルールの明確化・統一化

最高管理責任者は、公的研究費の使用及び事務処理手続に関するルールを明確にし、本法人の既存のルールとの整合性をもって、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に周知を図る。

4. 職務権限の明確化

最高管理責任者は、公的研究費の事務処理に関する構成員の権限と責任について、業務の分担の実態と乖離が生じないように、適切な職務分掌を定める。

5. 関係者の意識向上

(1) 公的研究費の管理・監査に関わる全ての構成員は、コンプライアンス及び研究倫理に関する教育を受講したうえで、その理解度が管理され、誓約書等の提出が求められる。

(2) 公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対して、「一般社団法人 F C - C u b i c 行動憲章」基本的事項 4. に基づき、次に掲げる行動規範を策定する。

- ① 公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員は、研究の実施、研究費の使用等にあたり、法令や関係規則を遵守する。
- ② 研究者は、研究者個人に採択された研究課題であっても、研究費は公的資金によるものであり、機関による管理が必要であることを自覚して行動する。
- ③ 事務職員は、専門的な能力を持って、公的資金の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にあることを自覚して行動する。

- (1) 統括管理責任者は、本法人全体の公的研究費の執行状況について検証し、研究計画に比較し著しく遅れている場合は、その理由を確認するとともに、必要に応じ改善策を講じなければならない。
- (2) 不正な取引に関与した業者については、取引停止等の措置を講じる。
- (3) 業務推進部長は最高管理責任者の指示に基づき、適正な会計経理の執行のため、発注者以外の者による確実な検収を実施するため、検収ルールを別に定める。

10. 情報発信・共有化の推進

- (1) 最高管理責任者は、公的研究費に係る事務処理手続、及び使用に関するルール等について相談を受ける窓口を、業務推進部に置く。
- (2) 最高管理責任者は、公的研究費の不正防止に向けた体制について、当基本方針等をホームページで公表する。

11. 監査体制

- (1) 本法人における公的研究費の運営・管理に関する内部監査は、内部監査規程（令和8年4月1日制定）に基づき、理事長の直轄的な組織として位置付けられた内部監査委員会が行う。
- (2) 内部監査委員会は、内部監査規程及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定、令和3年2月1日改正）に基づいて、内部監査を実施する。

12. その他

本基本方針に定めのない事項が生じた場合には、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定、令和3年2月1日改正）及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文科科学大臣決定）、その他の関係法令通知等に定めるところ、またはその趣旨に準じて取り扱うものとする。

以上